

2024 年度
日本万国博覧会記念基金
(EXPO'70 FUND)
助成事業募集要項

- ① **単年度助成事業**
- ② **複数年度助成事業**

公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会
KANSAI・OSAKA 21st Century Association

目 次

1.	助成の対象となる活動	1
2.	助成の対象となる事業の条件	2
3.	助成の対象となる事業の実施期間	3
4.	助成の対象となる事業者	3
5.	申請から助成金支払までのスケジュール	4
6.	2024年度の助成予定総額	6
7.	助成の対象となる事業費等	6
8.	申請件数の制限	6
9.	助成金の申請額	7
10.	連続申請	7
11.	重複申請の禁止	7
12.	申請事業の審査	7
13.	助成金交付申請手続き	8
14.	万博表示等	9
15.	取得財産の管理期間	9
16.	助成金の支払	9
17.	広報活動への協力	9
18.	申請にあたって	10
19.	募集説明会	10
20.	採択基準	10
21.	その他	11

2024 年度助成事業募集要項

日本万国博覧会記念基金事業（以下「基金事業」といいます。）は、1970年に開催された日本万国博覧会（以下「1970年万博」といいます。）の収益金の一部を基金として管理し、その運用益を1970年万博の理念を継承し、国際相互理解の促進に資する活動を対象に、1971年から累計で国内外114カ国の約4,700件の事業に対して約194億円の助成金を交付してきました。

2024年度は、単年度助成事業及び複数年度助成事業総額1億1500万円の助成を予定しております。

1 助成の対象となる活動

1970年万博の成功を記念するにふさわしく、かつ公益的な「国際相互理解の促進に資する活動」を対象とします。

国際相互理解の促進に資する活動

- ① **国際文化交流、国際親善に寄与する活動**
 - ・ 国際交流に寄与する活動
 - ・ 国際協力に寄与する活動
- ② **教育・学術に関する国際的な活動**
 - ・ 教育に関する国際的な活動
 - ・ 学術に関する国際的な活動

※ 申請書記載の活動分野は、申請書記載内容に基づき事務局が変更する場合があります。

注 学術関連の国際会議については、重要でありながら運営資金が不十分とされている次の分野を対象とします。

- ・ 自然科学の基礎的な研究に係る国際会議（主に理学分野を対象とし工学や医学分野は対象外）
- ・ 小規模のワークショップでも申請できます。
- ・ **学術関連の国際会議は、複数年度助成事業の申請はできません。**

以下の項目に該当する事業を優先的に採択します。

- ・ 2025年大阪・関西万博（以下「2025年万博」といいます。）の成功に貢献すべく、2025年万博に向け、1970年万博の理念を継承・発展させ、新たな時代の価値創造へとつなぐ活動

2 助成の対象となる事業の条件

- (1) 1970年万博の理念を継承し、「日本万国博開催の意図」の趣旨に適った国際相互理解の促進に資する事業であること
- (2) 事業の計画及び方法が適切であり、かつ助成効果が期待できる事業であること
- (3) 助成の効果が特定の者のみに寄与すると認められない事業であること
- (4) 日本との関係が認められる事業であること
- (5) 第三者が実施する事業の資金提供者に事業者がなるとみなされない事業であること
- (6) 助成事業者が当該助成金により取得した財産を第三者に寄附するとみなされない事業であること
- (7) 事業者の経常運営とみなされない事業であること
- (8) 申請額が総事業予算の5%を超える事業であること
- (9) 単に調査研究を目的としたものとみなされない事業であること
- (10) 宗教活動又は政治活動を目的としたものであるとみなされない事業であること
- (11) 基金を設立するためのものであるとみなされない事業であること
- (12) 個人が実施する事業であるとみなされない事業であること

※申請時に上記の条件を満たしていても、事業完了時に上記の条件を満たさなくなった場合は助成金は交付されません。

※不採択となる事例(例示)

単年度助成事業、複数年度助成事業共通

・ 国際性を伴わない事業

- ・ 予算書がない等、予算状況が不明な事業
- ・ 助成金が無くても収支の均衡が取れている事業（採択されると利益が出る事業）
- ・ 参加費や入場料が収入に計上されておらず、実際には利益が出ると判断される事業
- ・ 実施期間が助成対象期間外の事業
- ・ 助成金を備品購入に充当する事業
- ・ 自然科学の基礎的な研究以外の国際会議

・ 助成金申請額が総事業費の5%以下の事業

単年度助成事業のみ

- ・ 施設の建設及び整備事業（複数年度助成事業では申請者が施設を所有・管理する場
合に限り申請できます）

3 助成の対象となる事業の実施期間

単年度助成事業

2024年4月1日から2025年3月31日まで（2024年度のみ）

複数年度助成事業

2024年4月1日から最長2026年3月31日まで

（2024年度および2025年度の**2年度**）

4 助成の対象となる事業者

次の条件に適合する、国及び地方公共団体を除く**公益的な事業を実施する団体**とします。

(1) 事業を遂行するに足る能力を有する団体であること

※**複数年度助成事業**については、申請事業に関連する活動実績を1年以上有する団体であること

(2) 次の各号に適合しない団体であること

- ① 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ② 法令違反または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った団体
- ③ その他諸般の事情から助成金の交付決定が適切でないと協会が判断した団体

※**個人（実態として構成員が1名のみ**の団体を含みます。）及び営利法人の申請は対象外です。

※複数の団体が**共同で事業を実施する場合は、実行委員会等**の任意団体を組織して、その団体**から申請してください。**（この場合は、組織した実行委員会等の構成メンバーに営利団体が含まれていても差し支えありません。）

※国及び地方公共団体（以下「**国等**」といいます。）が**実質的に実施しているとみなされる事業は、原則として助成対象外**となります。

なお、**国等から助成金の交付を受ける事業で、国等を主催または共催名義とすることが条件付けられてはいるものの、実態として申請団体が主催している事業は、「国等が実質的に実施している」とはみなさず、助成対象**とします。

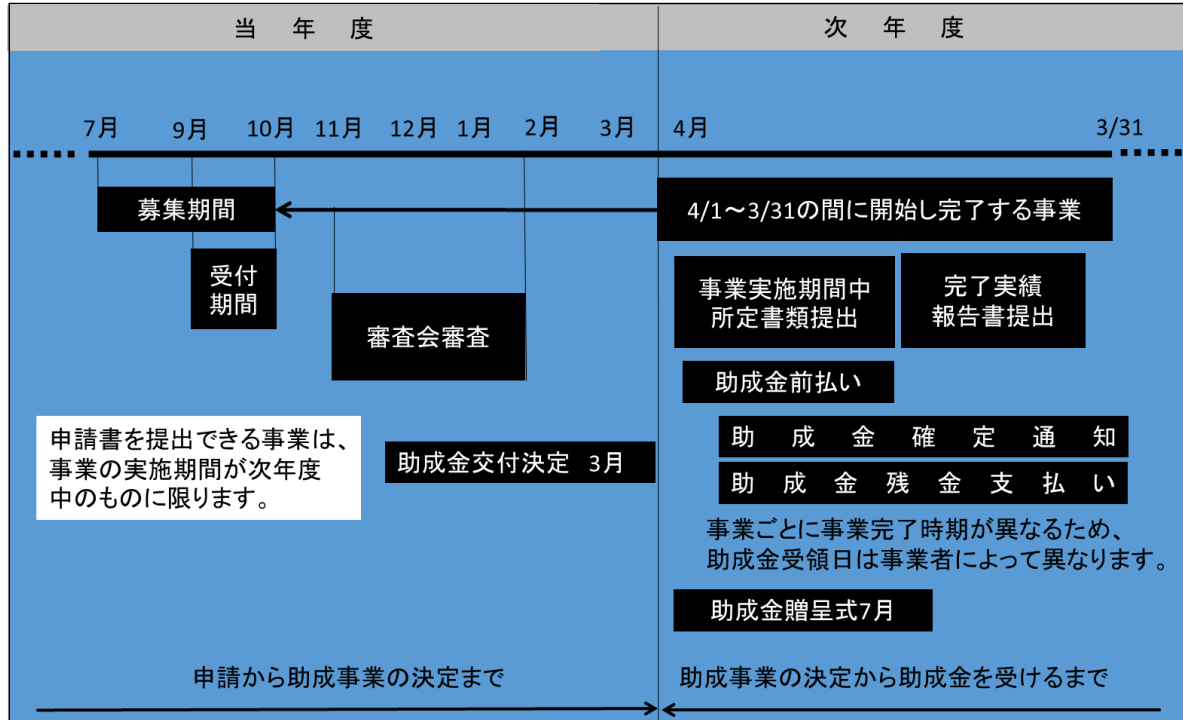
ただし、この場合でも、**国等（独立行政法人を含みます。）からの助成金の合計額が総事業費の1/2を超える場合は、国等が実質的に実施している事業とみなし、助成対象外**とします。

※日本**国外のみ**を実施地として**現地団体**（現地支部及び事務所等）が**実際に事業を実施する場合は、現地団体から申請してください。**日本の本部団体等からの申請はできません。ただし、日本からスタッフが渡航して実施する場合は、日本から申請できます。

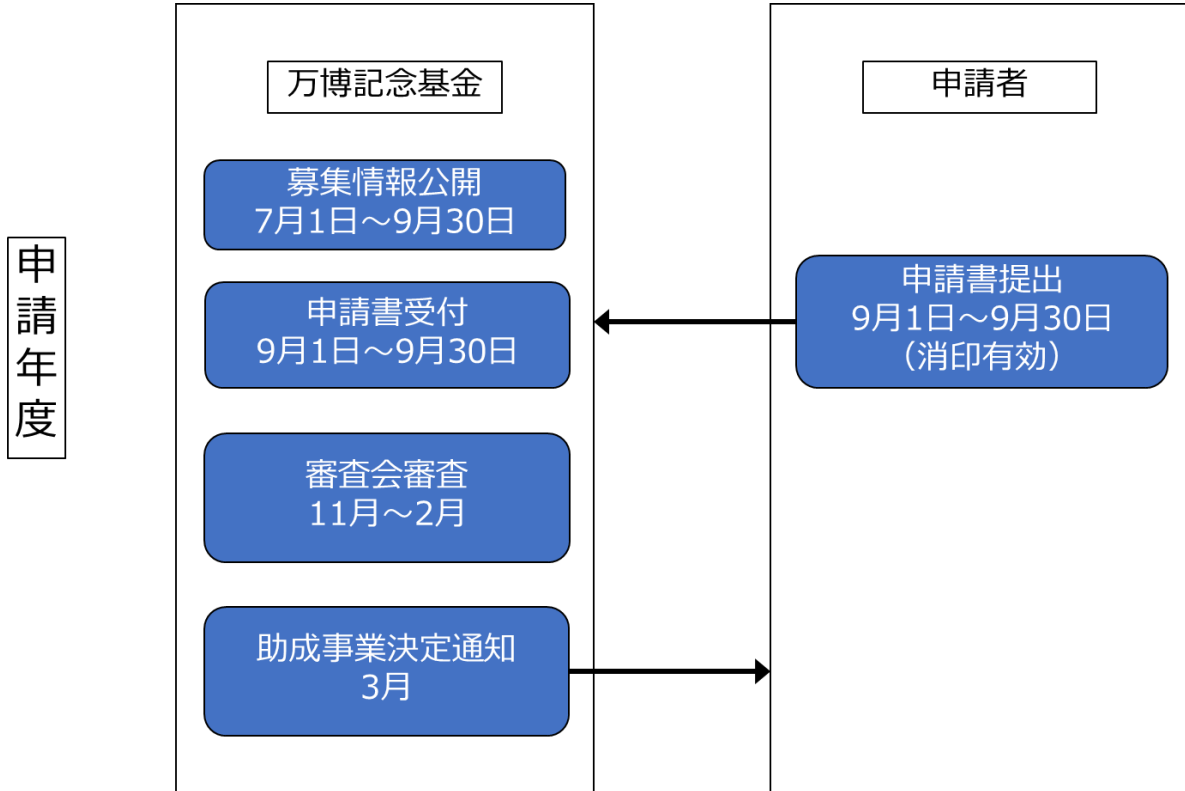
※複数年度事業で施設を建設する事業の場合は、**建設した施設を実際に所有・管理・運営する団体が申請してください。**建設した施設を完成後に譲渡し、自らは**所有・管理しない団体からの申請はできません。**

5 申請から助成金支払までのスケジュール

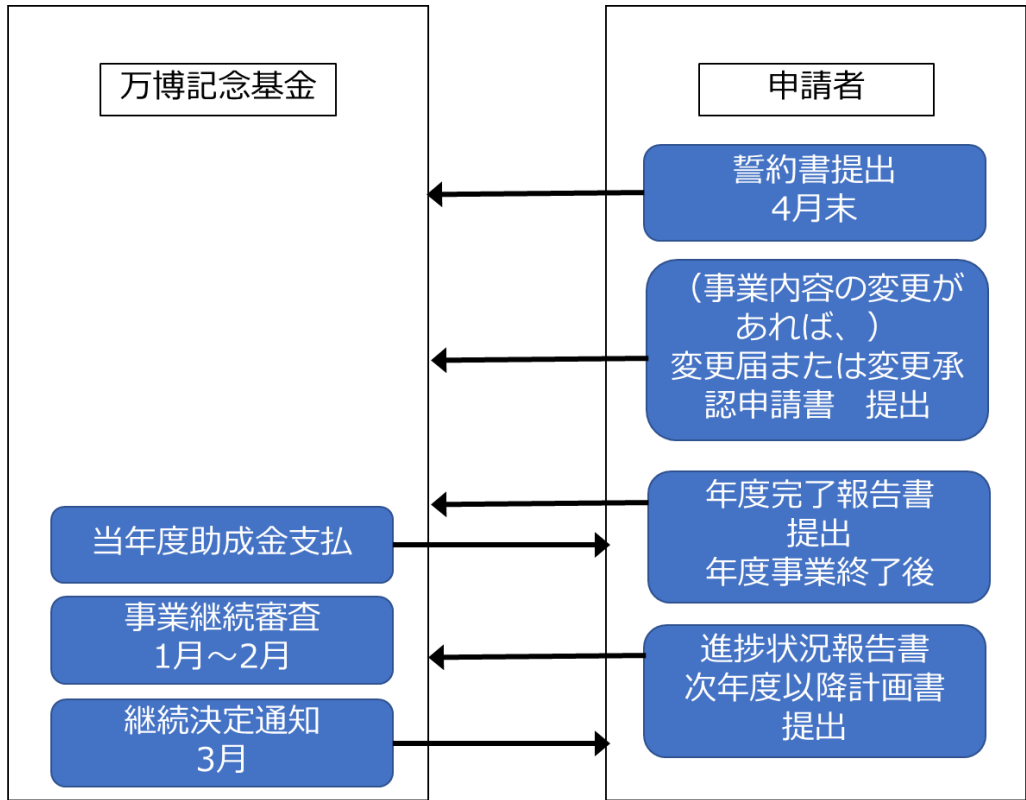
単年度助成事業スケジュール



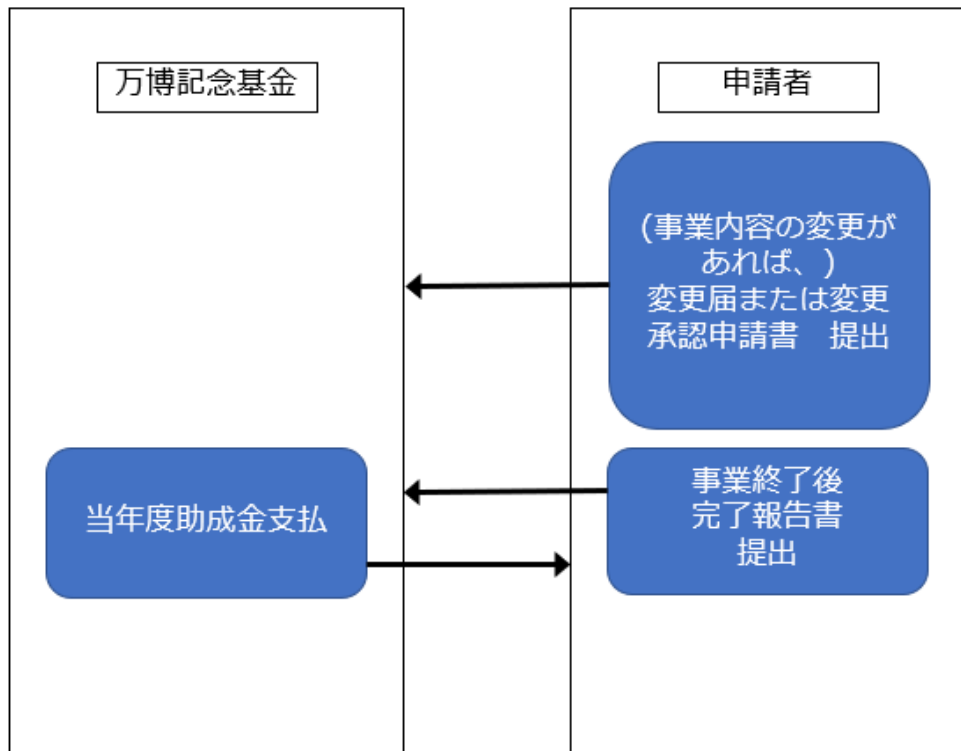
複数年度助成事業（2年間）スケジュール



事業初年度



事業次年度



6 2024年度の助成予定総額

1億1500万円（単年度助成事業及び複数年度助成事業の総額）

7 助成の対象となる事業費等

(1) 対象となる事業費の範囲は、次の各号に該当する事業に直接必要な経費とします。

- ① 対象となる事業の実施期間中に発生する経費
- ② 助成事業者と異なる者への支払又は給付をする経費
※ただし、他の団体からの助成金を充当する費用を除きます。

(2) 次の各号に該当する経費は対象外とします。

- ① 助成事業者の経常的な運営経費
- ② 事務局の人件費
事務局の人件費は対象外です。ただし、「国際協力に寄与する活動」においては、事業実施部門の人件費（外注費・委託費のうち継続的に支払われるものを含みます。）は、詳細な内容を別紙で添付していただいた場合に限り助成対象とします。

※詳細な内容を別紙で添付していない場合は助成対象外です。

- ③ 助成事業者の出演料、謝金
- ④ 飲食、観光、アトラクション費、交通費特別料金（航空運賃ビジネスクラス、グリーン車等）
- ⑤ 参加者等の同伴者の経費
ただし、身体障害者等の同伴者の費用は対象事業費とすることができます。
- ⑥ 事業者の構成団体への支払い（共催事業者、実行委員会の構成団体等）
- ⑦ 備品費
- ⑧ 消耗品費（当該事業のみに使用することが明らかなものは除く）

※事業によっては、交付決定時に対象事業費の費目を指定する場合があります。

8 申請件数の制限

申請できる件数は、1事業者につき1件（1事業）に限ります。

（複数年度助成事業と単年度助成事業の両方に申請することはできません。）

※大学からの申請は、学部、研究室単位で1事業者とします。

（同じ大学であっても、それぞれの学部または研究室から1件ずつ申請することができます。）

9 助成金の申請額

単年度助成事業

100万円以上（ただし、学術に関する国際的活動は50万円以上）300万円以下で、助成対象事業費合計額の3/4以内の額（10万円未満切捨て）

数十件程度の採択を行います。

複数年度助成事業（2年度のみ）

総額1500万円以下（各年度の申請額は300万円以上1000万円以下で、

助成対象事業費合計額の3/4以内の額（10万円未満切捨て）

数件の採択を予定しています。（該当なしの場合もあります。）

※予算表に基づき、助成金申請額を申請書に記載してください。

10 連続申請

単年度助成事業 連続採択は2年度までとします。（2022年度 2023年度と連続採択された事業者は、2024年度は申請できません。）

複数年度助成事業 連続採択の制限はありません。（連続採択後でも申請できます。）

11 重複申請の禁止

万博記念基金助成事業と、当協会のほかの助成事業（アーツサポート関西）は、重複して申請することができません。

12 申請事業の審査

申請された事業は、各分野の専門家である外部審査委員により構成された「日本万国博覧会記念基金事業審査会」で次の評価項目に基づき審査を行います。

1	申請事業の趣旨・目的 ○申請事業の趣旨・目的が明確であるか ○万博理念と適合しているか 1970年万博を記念するにふさわしい事業であるか（人類の進歩と調和、理解と寛容の精神、多様性）
2	申請事業の社会への波及効果 ○社会への波及効果があるか ○該当する優先採択テーマにどのように貢献できるか（優先採択テーマに該当の場合）
3	万博基金助成の必要性 ○予算書の収支や助成金の使途等、助成金が必要かどうか ○国及び地方公共団体からの公的資金との関与が少ない事業であるか
4	事業実施計画の具体性・確実性 ○実施計画が具体的であるか ○事業者は確実に実施する能力があるか ○感染症や災害その他事業実施の妨げとなる偶発的事象が生じた場合にも、事業を確実に実施するための十分な対策がとられているか。（代替事業の策定を含む。）

13 助成金交付申請手続き

(1) 提出書類及び提出部数

【提出書類】

- ・ 助成金交付申請書 ※必ず押印してください。
- ・ 助成事業収支予算表・収入内訳書・支出内訳書
- ・ 申請団体にかかる添付書類
 - ・ 定款（法人の場合）または会則・規約等（任意団体の場合）
 - ・ 役員名簿※申請日現在のもの（名簿に「〇年〇月〇日現在」と記入してください。）
※役員が1名の場合は、団体構成員の名簿も提出してください。
 - ・ 決算書（直近2年分）
ただし、申請団体が任意団体で、団体としての決算書を作成していない場合は、申請事業についての決算書（直近2回分）とします。なお、申請事業が新規事業の場合は、申請日現在の当該事業の予算書とします。
- ・ （複数年度助成事業のみ）事業計画書・企画書等

【提出部数】各1部

※助成金交付申請書および助成事業収支予算表・収入内訳書・支出内訳書は2023年7月以降に当協会ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

(<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/>)

※助成事業収支予算表・収入内訳書・支出内訳書が添付されていない申請は審査対象外です。

※提出書類の書式・サイズはA4サイズ片面印刷（バラ）に整えてください。

（定款などの添付書類もすべてA4サイズ片面印刷（バラ）に整えてください。）

審査資料としてコピーしますので、ホッチキス止めや冊子にしないでください。

※申請書本紙の文字の大きさは12ポイント、ページ数は複数年度は12ページ以内、単年度は10ページ以内（うち、「申請団体概要」は1ページ以内）とします。

(2) 申請書受付期間

2023年9月1日（金）～2023年9月30日（土）（当日消印有効）

（注）受付期間終了後は理由の如何を問わず受理しません。

(3) 提出及び照会先

〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル29階

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会 万博記念基金事業部

Tel 06-7507-2003 e-mail jec-fund@osaka21.or.jp

(4) 提出方法

レターパックや各種宅配便など、追跡可能な発送方法により提出してください。

なお、当協会への持参による提出はご遠慮願います。

(5) ヒアリング

原則として書面で審査しますが、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

(6) 採否の通知

採否等の結果は、申請者全員に文書で通知します。(2024年3月頃)

14 万博表示等

採択された事業者は、次の①～③に、当協会の日本万国博覧会記念基金から助成金を得た表示（以下「**万博表示**」といいます。）を**必ず行ってください**。なお、正当な理由なく万博表示を行わない場合は、助成金が減額又は支払われないことがあります。

- ① 助成事業のために作成した**広報物**（ポスター、プログラム、チラシ等）や、**成果物**（報告書、図書、映像フィルム、DVD、CD-ROM等）
- ② **ホームページ**
- ③ 助成事業の**案内表示（看板等）**

上記①～③の表示を行った成果物は、当協会に提出してください。ただし、提出が不可能な場合は、内容が確認できる写真等を提出してください。

【表示例】



15 取得財産の管理期間

助成対象事業費で取得した財産は、取得日から5年間管理しなければなりません。

16 助成金の支払

助成金は、その年度の事業が終了し、助成対象事業費の支払いがすべて完了してその年度の事業収支決算が確定した後に決算額に基づき支払います。(年度ごとの精算払)

※一定の条件を満たす場合は、助成事業者からの申請に基づき、当協会が必要と認めるときは、その年度の助成金交付決定額の1/2以内で前払いします。

17 広報活動への協力

採択された事業者は、2024年夏に実施予定の助成金贈呈式への出席をお願いします。

また、基金事業に係る記者発表や報告会等の広報活動に可能な限りご協力をお願いします。

18 申請にあたって

- (1) 助成金の交付申請にあたっては、この冊子をご覧ください、必要書類及び記載事項の漏れがないようお願いいたします。必要な書類が添付されていない場合は、助成の対象外になりますので、ご注意ください。
- (2) 当協会は、事業内容への関与や債務保証等は一切いたしません。
- (3) 今後、連絡は主担当者あてに行います。長期に連絡が取れなくなる場合はご連絡ください。
- (4) 申請書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。提出後の書類の補正、差替えは受け付けません。

19 募集説明会

募集要項の内容や審査のポイント等について、ご理解を深めていただくため、募集説明会を開催いたします。

【大阪会場】

日時：2023年7月27日(木) 15:30~17:00

場所：大阪工業大学 梅田キャンパス OIT 梅田タワー 常翔ホール

【福岡(博多)会場】

日時：2023年8月18日(金) 13:30~15:30

場所：リファレンスキャナルシティ博多貸会議室 B1F CA2-typeA

【東京会場】

日時：2023年9月1日(金) 13:30~15:30

場所：ワйм貸会議室 赤坂スターゲートプラザ B1F RoomA+B

7月上旬よりホームページに参加申込書を掲載しますので、必要事項を記載して FAX もしくは E-mail で申してください。<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/>

- (申込締切:大阪会場 **7月21日(金)**・福岡(博多)会場 **8月10日(木)**・東京会場 **8月25日(金)**)
- ・参加人数は、大阪・東京会場で100名(先着)まで、福岡(博多)会場で50名(先着)とします。
 - 申込状況によっては、早期に受付を終了する場合があります。

20 採択基準

この募集要項は日本万国博覧会記念基金事業助成事業運営規程第7条に定める採択基準を基に作成しています。

採択基準は、当協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

(<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/data/adoption-criteria.pdf>)

(1) 助成事業に関する情報の公開

採択することとなった事業については、当協会ホームページにおいて、事業者の名称、事業の名称及び概要、助成額を掲載します。

前年度助成一覧は、当協会ホームページをご覧ください。

(http://www.osaka21.or.jp/jecfund/about/data/kettei_2023.pdf)

(2) 個人情報保護

当協会は、助成事業者から提出された個人情報を、当協会の日本万国博覧会記念基金事業助成金交付規程及びその他助成金交付に必要な諸規程に定める手続きのほか、本募集要項に記載する手続きで使用するものとし、助成事業者の承諾なく当該目的以外への使用や情報の漏えいがないよう適正に保護・管理します。